

事務連絡
令和8年1月21日

指定障害者支援施設、指定障害児入所施設

殿

指定共同生活援助福祉サービス事業者

沖縄県生活福祉部障害福祉課

個別支援計画に沿った適切な支援の実施について

日頃より、障害福祉施策の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

各事業所におかれでは、障害者（児）に対し、各種法令等に基づいた適切な支援を実施いただいているところではありますが、近年の共同生活援助（グループホーム）におけるサービスの質については、「障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される」と指摘がなされるなど、サービスの質の向上に努めることが求められています。

また、共同生活援助サービス事業者の責務として、国の省令及び解釈通知において、①利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて支援を適切に行うこと、②サービス提供にあたっては利用者又はその家族に対し支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならぬこと、③サービス提供の記録を残しておくこと等が定められています。

しかし、一部の事業所において、食事の介護や服薬管理等について適切な支援が実施されていないと思われる事案が見受けられますので、各事業所におかれましては、利用者に対する日常生活への支援について、利用者の特性を踏まえた個別支援計画を基に、入浴、排せつ若しくは食事の介護、服薬状況の記録等の適切な支援を実施いただくようお願い致します。

※参考：「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（案）」

（令和7年12月8日　社会保障審議会障害者部会　参考資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001605782.pdf>

担当：障害福祉課 事業指導支援班

電話：098-866-2190